

流造本殿の基本計画……天神社を中心として

櫻井敏雄

要 旨

本稿は三間社流造の一例の寸法計画、基本計画がどのように実施されたかを考察したものである。修理工事報告書に概要を記したが、大方の目に触れることが少なく、また表現の方法も当時の印刷技術では限られ、寸法論であるため注意を惹くものとはならなかった。しかし、工事関係者には寸法の決定が大きな問題で、復原寸法を考える上で重要と考え、他の一間社流造の例も一部加え、修正し読みやすくした。なお、春日造についても一部のみ記し、その全体像は公に示し得ていない。

第1章 天神社の地理的環境と本殿の基本計画

1. 天神社の環境と本殿…河内長野市の歴史と位置

河内長野市は大阪府南東部に位置し、北は大阪狭山市、北から東は富田林市、東は南河内郡千早赤阪村、南東は奈良県五條市、南は和泉山脈の稜線で和歌山県橋本市・伊都郡かつらぎ町、西は山の尾根で和泉市、北西は堺市に接する。東の金剛山地、南の和泉山脈に囲まれ、面積の七割を山間部に占める。金剛山と五條市との境に神福山(792m)、和泉山脈に岩湧山(897.7m)、かつらぎ町境に燈明岳(857m)、かつらぎ町・和泉市との境に三国山(885.7m)がある。

橋本市にまたがる紀見峠付近に源を発した天見川が北流し、西から流れ込む加賀田川、東からの石見川を合せ、市域北部で北東流してきた石川に合流する。北西部には西除川(源流近くは天野川)が流れる。北部で堺市と五條市を結ぶ国道310号、橋本市に通じる国道371号、和泉市に通じる国道170号が交差し、南海電鉄高野線・近鉄長野線が通る。

山地が多いため、谷が交通や住民の共同体意識のうえに大きな影響を及ぼしている。市域には東から川上谷・天見谷・加賀田谷・滝畑谷・天野谷がある。

川上谷は長野谷(文禄4年2月8日「寺本西寺本両村地下契状」観心寺文書)・石見川谷(安政五年頃の辻野家文書)ともよばれた。川上谷には石見川が流れ、長野村から観心寺(国宝)を経て大和五条に越える大沢道(ほぼ国道310号にあたる)がある。天見谷には天見川が流れ、高野街道(国道371号)が通り、紀見峠を越えて紀伊国に入る。加賀田谷には加賀田川が流



天神社本殿全景(河内長野市指定文化財)

れ、加賀田村の北で高野街道と分れ、岩湧寺(重文)へ至り、さらに紀伊国に越える道がある。

滝畑谷には石川が流れ、長野村から滝畑村を経て、蔵王峠より紀伊国へ行く紀州道(府道河内長野-葛城線・同堺-葛城線)がある。天野谷には天野川が流れ、長野村より天野山金剛寺(重文)の門前を西へ向かい、和泉国の南面利(現和泉市)へ出、宇多大津村(現泉大津市)に至る天野街道(国道170号)が通る。天野街道は巡礼道・河泉街道・和泉道とよばれるが、元禄

4年(1691)の文書(膳所藩資料館蔵)に泉州道と記される。市域の幹線道路は**高野街道**で、生駒山地の西麓に沿った東高野街道(国道170号)と、堺を基点とする西高野街道(国道310号)が**長野神社(重文)**の北で合流し、高野街道となった。平安時代から高野詣に利用され、今でも一里ごとに「高野山女人堂江八里」というような安政(1854~60)頃の道標が残る。各谷などからの7本の道が七ツ辻で交差している。

2. 滝畑村の位置と天神社

【滝畑村の歴史的空間】

日野村の南にある深い山間の村で、南は滝畑道で和泉山脈蔵王峠を経て**紀伊国**に通じた。商品流通などの町場との交流は東横尾川沿いに北西の南面利村(現和泉市)へ出て、宇多大津村(現泉大津市)に向かう**天野街道**を多く利用した。

岩湧山北麓から流れ出た横谷川が北西に流れ、滝尻で北流する石川に合流する。同河川をつくる谷に横谷村、石川をつくる滝畑谷に上流から東之村・西之村・堂村・中村・清水村・滝尻村の集落がある。「**河内志**」に「滝畑属邑八」とあり、寛政12年(1800)の名寄帳(大谷家文書)には右上の七村のほか垣内村が載る。元禄8年(1695)の申合定(平井谷家文書)には「七カ村立合山」とあり、**滝畑七カ村**とされるのが普通であった。

永徳2年(1382)の『僧都覚有一跡配分目録』**熊野那智大社文書**に「河内国タキノハタノ旦那横尾寺ノ先達引」とみえる。

葛城修験の行場が当地にもあったと思われ、「葛嶺雑記」二十八宿のうち一三宿「むかひのたわ」は当地と考えられる。西部に猿子城跡がある。

文禄3年(1594)12月には当村231石余が北条氏所領(北条家文書)、正保郷帳の写とみられる『河内国二〇国付高控帳』では高231石余とあり、同帳には「同人知行所」とあり、同人とは石川主殿(近江膳所藩)をさすが、北条氏(狭山藩)の誤りと考えられる。ほかに膳所藩領山年貢高六三石が記される。以降、高・領主とも変化はない。

寛永10年(1633)には高231石のうち70石余が永

荒地(平井谷家文書)、延宝9年(1681)の家数86(公事家67・無足家19)・人数519、牛67(同文書)、享和2年(1802)の『狭山藩領村方明細帳』(中之島図書館蔵)では家数70(公家54・武家14ほか)ですべて融通念仏宗檀家、人数350、出家2・大工3など、牛45・馬2、嘉永6年(1853)には家数72(大谷家文書)とある。

前掲享和2年村方明細帳によると、田方は稲・こんにやく玉・煙草、畑方は大豆・菜・唐黍、このほか菜種も少し栽培され、天保11年(1840)には手作り菜種4石6斗を売った(同文書)。

山の斜面や荒地には茶が植えられ(平井谷家文書)、農業の合間には炭焼も行われた。

【天神社の創立沿革】

天神社は河内長野市南西、和泉市にほど近く堂ノ谷と宮ノ谷に挟まれた丘陵地に所在する、滝畑ダムの南東に位置し小高い山の中腹に東面して建つ。

境内は四三〇坪を有し、本殿の他に市指定の木製灯籠、集会所、納屋社務所がある。

創立沿革は明らかでなく、享和2年(1802)の『村方明細帳』によると、**産土神(祭神)**は大梵天王(現天神社)で、現在は天照皇大神・伊弉諾尊・伊弉冉尊を祀る。**滝畑神社**ともいう。座には小川座・中座・一族座・南座があったという(「大阪府全志」)。また清水村に八王子宮、東之村に山之神があった。

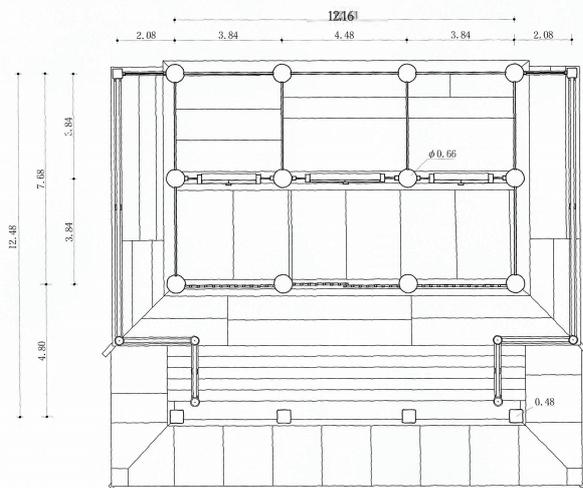
明治以後に字堂村の鎌倉神社、字清水の城崎神社、字滝尻の高山神社を境内に移転し、その後村社となる。大正元年11月に「饗幣帛料併進社」に指定される。

本殿は昭和51年3月31日、河内長野市の指定文化財となり、拝殿の両側に建つ木製灯籠、鉄製湯釜(長禄4年・1440)が市指定の文化財として残る。また、本殿前の透扉には、中世の様式と考えられる墓股(室町前期ころ)が残る。

昭和56年(1981)に多目的の滝畑ダムが完成して冠水面積は52ヘクタール余となり、家数の四割にあたる79戸と耕地の六割にあたる20ヘクタール余が水没。江戸時代の民家遺構が多かったが、高所に移転して近代化した。

表1 棟札年表

年号	西暦	内容	出典	記事
興国6年	1345	本殿建立	建立棟札	3/18棟上・3/16柱立・4/2桧皮葺始同20日棟上。 大工：上宗正左近・小工九人他日数と代金
興国6年	1345	本殿造當時	奉納物札	奉納品・奉納金額・奉納者名
永正3年	1506	屋根葺替	修理棟札	山神之ふき之事：他名
天文24年	1555	屋根葺替	修理棟札	上ふき事：名他大工工数32工・金額入用
元和7年	1621		再建棟札	大工石仏藤原朝臣又兵衛
慶安元年	1648	護摩供（社内繁昌）	祈祷札	奉修大峯□燈護摩供 社内繁昌
慶安2年	1649	社再興・安穩	祈祷札	奉再興社増長久谷安穩：裏・祈祷者名
慶安3年	1650		祈祷札	奉勤念求聞持法一座隆盛佛法所願満足□
慶安5年	1652	大般若経・伽藍	祈祷札	轉贖（テンシヨク）大般若経一部伽藍安全…
寛文2年	1662	屋根葺替・大工4名	修理棟札	遷宮2/15・大工泉嘉府中村：九左衛門・作右衛門・庄兵衛・右衛門以上4人：裏・神主名
寛文2年	1662	当社上葺寄進帳町	寄進帳	寄進者・金額・奉納品明記
寛文2年	1662	修理・遷宮成就	成就札	奉上造滝畑大梵天王宮：裏・神主他2名
貞享4年	1687		墨書	大工河内国新堂村三郎衛門・久兵衛・権兵衛
元禄6年	1693	神輿・像（五帝竜王）	修理棟札	氏子名・神主名：修理大工滝谷村源兵衛
享保3年	1718	神輿・像（五帝竜王）	修理棟札	氏子名・神主名：修理大工滝谷村源兵衛
享保21年	1736	神輿・像（五帝竜王）	修理棟札	奉修覆 修理大工加賀田小井関村六左衛門
文化4年	1807	彩色修理		
天保2年	1831	山神宮御社（末社）再建	再建棟札	御社再造村中・大工日野村嘉兵衛
安政5年	1858	山神宮御社（末社）修復	修復棟札	大工高向邑伊兵エ
安政5年	1858	山神宮御社（末社）修復	修復棟札	修覆・大工高向邑伊兵エ
明治16年	1873	屋根葺替・彩色修理		紀伊和歌山県下九度山部西町千代国・森浅電虫
大正10年	1924	本殿横末社合祀	合祀札	高向神社神主が関与
大正10年	1924	七日間雨乞	奉納祈祷札	奉納者：滝畑村民
昭和40年	1965	本殿・拝殿・末社修築完成	修築完成札	本殿・拝殿・末社の改築及び屋根銅板葺替、北側末社模様替屋根葺替の大修理を完成す。大工：兵庫県水上郡山南町・前田光夫他棟梁と銅工の名



天神社本殿平面図

3. 建立年代と様式

本殿の建立年代を直接、明らかにする棟札のようなものは残されていなかったが、前身の建物と考えられる興国6年(1345)の棟札を始めとして、修理・屋根修理に関する棟札・札を数多く残していた。(表1参照)。

その後、永正3年(1506)・天文24年(1555)に屋根葺替が行われているが、それ以上の内容は明らかではない。

近世に入ると、元和7年(1621)の再興の棟札が残り、さらに寛文2年(1662)の屋根葺替の資料(寄進帳・成就札)が確認される。

寛文2年(1662)の棟札の存在から、本殿の建立年代はそれ以前とみられるが、解体修理時(平成18年)に貞享4年(1687)の墨書が大斗並びに斗の敷面・斗尻から発見された⁽¹⁾。様式的な判断からは向拝部分が新しく、身舎と大きく異なるが、軒唐破風の虹梁型桁・海老虹梁の絵様は元和とするか貞享頃とするか当時、判断に苦しんだ。身舎と結ぶ海老虹梁にも同種の若葉がつき、

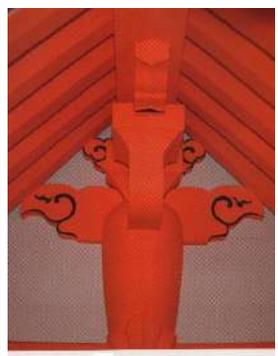
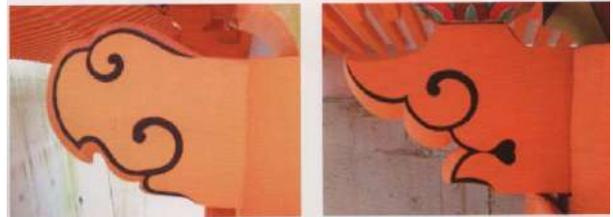


海老虹梁の細部様式も中央と両脇でことなり、中央元口の多重の木瓜紋と若葉の飛び方も珍しい



上：向拝頭貫先端調刻木鼻二種 下：頭貫先端木鼻二種

上：向拝中央間見上げ 上右：海老虹梁元口絵様
下：同上虹梁型出桁・龍彫刻



妻組（二重虹梁）

中央の2本は当初は菖蒲桁と一木であったとみられる痕跡を残し（絵様も特異）、化粧棟木は古材とみられる。当初は千鳥破風もついていたとみられる。

軸部には檜材に二種あり、材質では檜の中で1本のみ栗材がある。2本は根接ぎがされていた（時期不詳）。礎石（自然石）との石口当りは省略気味で、不陸は飼物で調整していた。

柱には番付け墨書が一部にあり、時香番付と知られるが、向拝柱に墨書はない。身舎の内陣境筋内側に立つ南側の柱（本殿は東向）には「七」（北側の柱には1カ所「六」）の墨書が3回あり、2カ所のものは「五」

妻組（組物・虹梁絵様・差母屋・墓股）

で後は一回であった。このことから2回は組立て、解体番付とみると、柱には新旧があったことになろう。

組物は向拝・身舎ともに類似しており、斗尻繰などの浅いことから組物はすべて貞享4年（1687）の墨書時の修理と判断される。

しかし、墓股は向拝・身舎ともに二種あり、時代差ともみられるが明確に判断できず⁽²⁾、木鼻・実肘木・花肘木・拳鼻などには鬣がみられず古式である。

妻組の二重虹梁の絵様も上下で大きく異なり、貞享以前の従前の様式（元和・寛文）を踏襲した可能性も考えられ、様式が混用されている。墓股も二種ある。

妻大瓶束上細部

こうした複雑な様式をとるが、**向拝**の象鼻・唐獅子鼻・唐破風内の龍の彫刻臺股・組物などは貞享とみられ、虹梁型桁や海老虹梁はそれよりも古式で（寛文頃の補修か）、後者の虹梁尻の巻いた木瓜紋などは例を見ず、元口の頭貫木鼻との納まりも悪く、**身舎**の細部とも様式を異にする。

なお、床下からは円柱を転用した材と扉口が発見されており、円柱は直径が0.64尺、扉は飾り金具を打った立派なもので、高さが現状より低いため変えられた可能性もあり、元和期の可能性が強い。

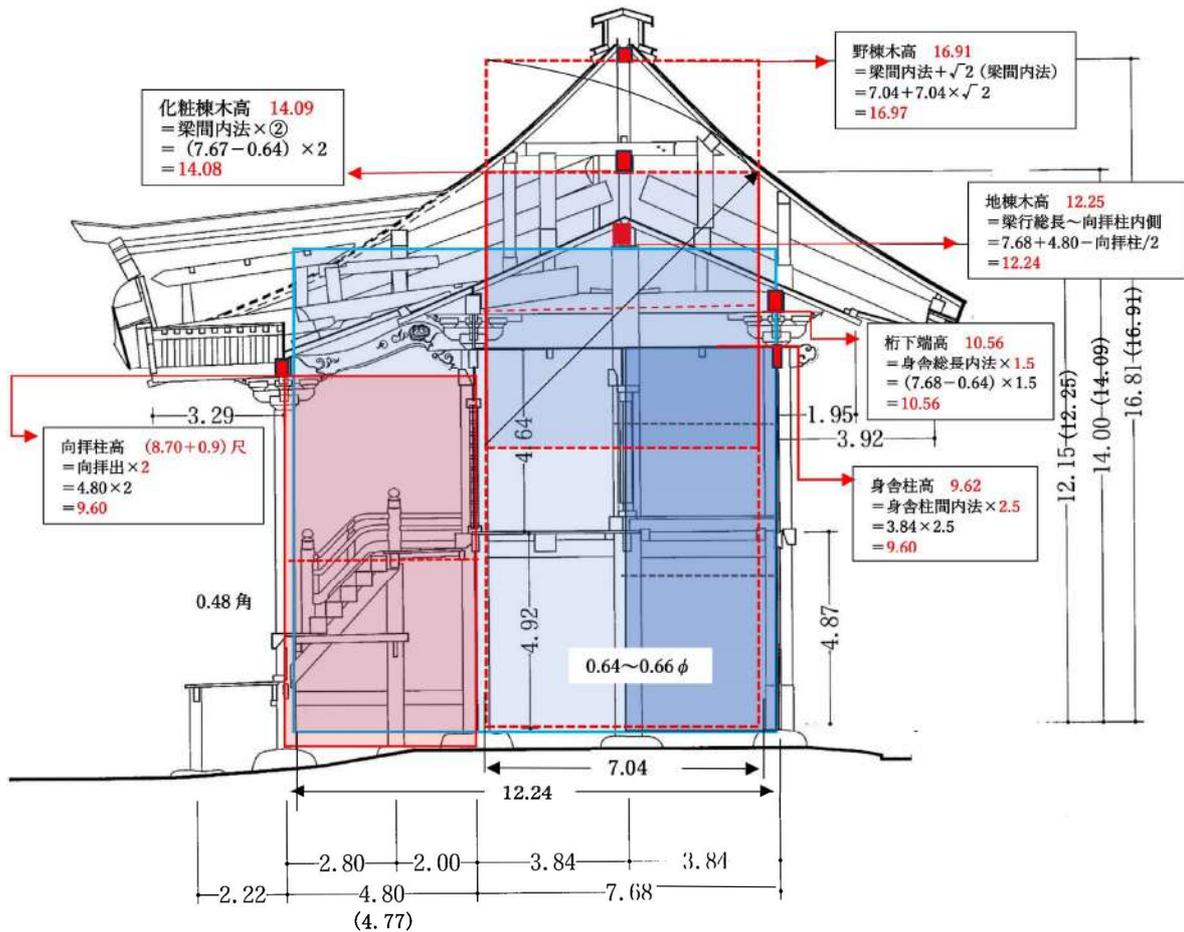
以後、文化4年(1807)及び明治16年(1873)の屋根替え・彩色修理、昭和40年(1965)には銅板葺の修理が確認される。

年代を示す細部様式は混用されていると判断されるが、躯体の変化は認められず、少なくとも貞享4年(1687)を遡るものと考えられ、躯体の寸法・規模なども元和以来、温存されてきたものと推定される。

4. 平面柱間寸法と柱径

重文に指定される一般的な三間社流造（側面2間）の身舎の構成は、古式なものは**宇佐神宮**のように、正面柱間3間を整数値の等間とし側面はそれより1尺縮めるような簡単明快なものから（**新淵八幡神社本殿**の柱間は桁行・梁行共同寸）、次に枝割制をとると正面中央柱間を脇間より2枝分広げる（**野上八幡神社本殿等**）。

一方、側面柱間は整数値をとるものが少なくなり、柱間に端数をもつ遺構が増加する。側面柱間が端数を



天神社本殿竣工断面分析図

柱間及びその加算と柱径が関与する寸法が主要断面寸法を決定。括弧内は赤色の主要位置の実測値と計算値の分析結果を示す。図面記入断面寸法（Y軸方向）は他の同種の関連実測値を示す。計測する位置で多少異なる。

とるようになった理由は問題とされたことがない。

柱間寸法	正面桁行寸法 (尺)	側面	向拝の出
竣工	3.84・4.48・3.84	3.84・3.84	4.80
修理前	3.83・4.47・3.83	3.80・3.83	4.77
枝数	⑫ ⑭ ⑫	1枝0.32	

平面実測寸法(表)をみると、修理前実測値と竣工後では**桁行各柱間**は各1分の差で、中央間14枝、脇間12枝で、1枝**0.32尺**(実測値で**0.319尺**)とみられ、桁行は統一されている。柱径は0.64尺から、太いもので0.67尺で、身舎柱径が2枝分とすれば0.64尺となるが、実測値にはばらつきがあり、柱は若干、ために集まったので、最も多い直径のものに調整したのであろう。近世の神社本殿では、身舎柱径は2枝分ないしそれに近い寸法を示すが、当本殿の2枝は0.64尺(床下古円柱とも同寸)となり、柱径0.64~0.67尺(平均値は0.66尺)の範疇に入る。向拝柱は、実測値は0.48尺角、1・5枝分(0.48尺)に相当する。

向拝の出(真々)は実測値4.77尺であるが、枝割で計画されたと仮定すると、15枝で1枝寸法は**0.318尺**となる。これを**1枝0.32尺**で計算すると、15枝は4.80尺となり、全体で3分差となる(1枝0.319では4.785尺)。先述のように向拝は大修理を受けている。

流造では組物を使用すると桁行方向の柱間は枝割となるが、梁行柱間や向拝の出は端数をとるものがかかりみられる。当本殿は脇間と側面柱間が同寸なので四隅が正方形をなすが一般的には少なく、梁行の柱間の端数の寸法決定には不明な点が多い。当本殿では向拝の出も後述のように枝数でいった可能性がある。

5. 平面柱間寸法と断面計画の関連性

平面に現れる柱間寸法と柱径を加えた各寸法が、どのように断面寸法と関連しているかを梁行断面図を使用して、主要部材の寸法の位置が決定されたか、以下ではその基本計画の分析を行う。断面寸法の基準として、柱は自然石上に飼物をして柱高を調整、多少のばらつきがあるため(図では9.56尺)、本稿では地棟木を貫き化粧棟木までのびる、内外障境筋内側の確実性の高い2本の柱を基準寸法とし、他を参考とした。

最初に、身舎の主要寸法である柱高や軒桁・地棟木・化粧棟木・野棟木の下端の位置が身舎柱間や柱径とどのように関連し、寸法が決定されたかについて前図によって実測値と対比して以下では検討する。

【柱高】……身舎柱高 **9.62**

$$\text{身舎柱間内法} \times 2.5 = 3.84 \times 2.5 = 9.60$$

【軒桁下端】…桁桁下端高 **10.56**

$$\text{身舎総長内法} \times 1.5$$

$$= (7.68 - 0.64) \times 1.5 = 10.56$$

【地棟木】……地棟木高 **12.25**

$$\text{梁行総長} \sim \text{向拝柱内側}$$

$$= 7.68 + 4.80 - \text{向拝柱}/2 = 12.24$$

【化粧棟木】…化粧棟木高 **14.09**

$$\text{梁間内法} \times \text{②} = (7.67 - 0.64) \times 2$$

$$= 14.08$$

【野棟木】……野棟木高 **16.91**

$$\text{梁間内法} + \sqrt{2} (\text{梁間内法})$$

$$= 7.04 + 7.04 \times \sqrt{2} = 16.97$$

以上の重要な部位の寸法は、**柱高**が身舎柱間3.84尺を一辺とする正方形が二段半、**軒桁下端**の位置は身舎側面総長の内法7.04尺を一辺とする正方形の1段半、**地棟木**の位置は向拝の出も加えた側面総長(但し、向拝柱内側まで)を一辺とする正方形の上端、**化粧棟木**は身舎側面総長の内法寸法を一辺とする正方形を二段積むと、その下端の位置を決める。また、**野棟木**は化粧棟木の位置を決めた内法を一辺とする正方形の対角線長を展開した位置($\sqrt{2}$ 矩形)が、その下端の位置を決めている。

残るのは**向拝の高さ関係**で、これは向拝の出(真々寸法)を一辺とする正方形を2段積むと、向拝桁の下端の位置を決める。因みにこの時の寸法は身舎柱長の9.60尺と同寸となるとみられる。

【向拝桁下端】 \approx **9.60尺**(=8.70+組物成0.9)尺

$$= \text{向拝の出} \times 2 = 4.80 \times 2 = 9.60$$

以上の内、野棟木(礎石上端から野棟木下端)は正方形の対角線を展開($\sqrt{2}$)すると、6分の差を生じ濁りがでるが、ここには野棟木が度重なる屋根修理の際に部材断面に変化が生じ、その影響を受けた可能性がある。

柱間が決定され柱径が決まると、その真々寸法や内法・外法寸法が使用され、場合によっては真々と柱の内側ないし外側の寸法が取られることがある。

その理由は現在のところ、全体的な流れに立って明快に説明はできないが、断面にみられる正方形は平面の中で確認される。平面全体及び身舎に正方形に近い

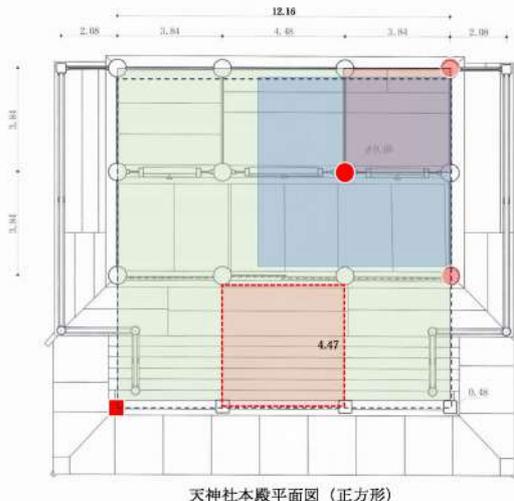
平面をもつ本殿では、正面と側面の寸法には奥行を柱径分短くしたり、すなわち内法寸法をとる例などが多いように見受けられる。

正方形を基準として、正面柱間寸法を真々でとれば、側面は内法、すなわち柱1本分少なくともったことになる。柱間寸法の調整に柱の直径やその半分半径が使用されたと考えられる。

今後さらに多くの重文指定の遺構の分析がされれば、その適用の経緯についても明らかになろう。

なお、断面で正方形を2段積む際に、柱の真々を中心にすると、内法であれば最小値、柱1本分少なく、外法をとれば柱1本分を高くとったことになる。いずれにしても柱径は設計に早くから関与していた事は認められてきたが、このような形で断面にも関与していた可能性が指摘される。今後、検討が進めば分析結果に妥当性が認められよう。

次に、断面に関連する正方形を平面図中で示すと、**下図**のようになる（各一色が正方形を示し、赤点はそれが示す柱との真々・内側・外側の柱位置関係）。



平面に現れる4種の正方形は3.84尺(12枝)・7.04尺(26枝)・12.16尺(38枝)と向拝の4.48尺(14枝)を一辺とするが、真々・内法であったり、真と外側・内側であったりする。**向拝柱の出**に正面中央柱間真々をとる例が他にもあるが(竜山八幡神社本殿 広島・大朝町 永禄元年)、これを少し広くしたものが中央柱間4.48尺に1枝0.32尺を加えると4.80尺となり、向拝の出と一致する。

ここに現れる寸法の数値は5分の単位ぐらいでしか丸められず、整数値とはならないが、四隅が正方形

間となっており、向拝の出も**梁行・桁行**とともに枝数となっていた可能性が強いとみられるが、その決定は中央柱間真々寸法とみられる(図中、赤点線部分)。

しかし、一般的には流造の身舎梁間や向拝の出が枝数に支配されず、その寸法の出どころが明らかでない。

その可能性として桁行中央柱間の**真々寸法(外々に)**や**内法寸法(真々に)**を当てるとすれば、柱径と枝数との間に関係がない場合に端数が出ると推測される。

向拝の出は実測値4.77尺であるが、大改造されているので3分の開きを許容し、1枝0.32尺で計算すると、15枝で4.80尺となる。柱径が2枝分となると、正方形との整合性が得られ、向拝柱真と円柱外側の寸法とも合致する。

向拝廻りの断面寸法で注意を惹くのは、向拝の出を4.80尺とみた時、身舎側の柱高が図中の書込では9.56尺とあるがバラツキがあり、9.60尺ともみられ、向拝の出の2倍となる点である。円柱上端と向拝桁下端との高低差は5寸で、向拝組物の積上げ高は9寸である。

なお、向拝柱は足元を立ったまま切断され、柱より細い4寸角の土台が挿入され、向拝側は1寸から2寸ほど沈下していた。恐らく土台と同寸ないし向拝柱太さに近い5寸ぐらいが切断されたと推察される。

図面上で4.80尺正方形2段の9.60尺(身舎柱高)の位置を向拝側でみると、組物成0.90尺、柱長8.20尺、これに土台分を向拝柱径とほぼ同寸の5寸とみると、9.60尺に近似する(5寸切断して4寸角の柱を挿入したか)。この値は組物を含む桁下端までの値に等しく、身舎柱高(9.60尺)と一致する。

こうしてみると、断面に関わる基本寸法が内法を除きすべて平面形態に含まれていることになる。

一方、頭貫には真墨が残されていたが、本来、真墨寸法はもっとも正確な寸法として受け取るべきものであるが、貞享大修理時に際して、枝割による端数が寸法に出ていた桁行・梁行の柱間寸法に分・厘を丸め、例えば3.84尺を5分単位の3.85尺に、4.47尺は4.50尺の整数値として纏めたらしく、墨打は古材に修理時に打ったものと解したが、不思議なことに中央柱間でみても寸法に反映されていない。かなり時間を経過した中での修理が影響したのであろうか。

以上に示した解釈が認められるとすれば、断面計画

については平面計画寸法と柱径が関与して基準となり、断面計画がされ、全体の骨格が決まり、これを核として外観や意匠が調整されたとみられる。

6. 結語

これまで平面寸法が柱径と共に断面計画と密接な関係を持っていることについて述べてきたが、実測して得られる各真々寸法のみを検討しても、相互に関連するような手法を見出すことはできにくい。

また基本的な問題として、平面図が完成しても重要な部材である柱を要求通りに得られるとは限らない。集められたとしても、原木から円柱を造り出すので均一な柱径の材は得にくいのが普通であったろう。

しかし柱間と柱径により規模がその設計当初に、考慮されていたに違いない。前稿で記した禅宗様仏殿では平面図に柱径を最初から決めて作図に記入したのも、裳階・側・来迎の各柱の太さが三種の柱高と空間の高さに影響を与えていたからに他ならない。

本堂に比べれば小規模な神社本殿にしても、その規模と柱径の関係が重視されていたことは言うまでもなく、柱高や屋根の高さを規定する主要部材の高さは当初から、こうした方法により勘案され、真々・内法・外法寸法を一辺とする正方形（通常、2段か二段半）により、およその姿が想起されたろう。

平面図が完成した時点で、柱径の概念が断面に組み込まれたものと考えられ、柱径や半径が調整の役割を担ったものと思われる。

このように考え、全ての柱径を遺構で実測してみると、多くバラツキが認められるが、仕事上は柱が揃っ

た段階で柱径をとり、真々寸法で柱を配するので問題はないが、この過程で当初、計画した柱径寸法に変動が生じた場合も推測され、内法寸法が変化する。設計時の柱径を守ることもあれば、少し太めの柱で揃えられたら、それを当初の計画寸法まで削らず、平均的な柱径に纏めよう。その結果、完成した建物には数値上の整合性が探しにくいものとなったと思われる。

なお、天神社の場合、柱間の3.84尺は3.85尺で、柱径は6.4寸から6.6寸であるが、6.5寸、0.65尺と考えると、両者を加えた寸法は4.50尺となり、柱を含めた造営の基本計画寸法の単位であったかもしれない。

また、外観を構成する全体の姿の基本となる屋根は、梁行の柱間が全て加算された総長を一辺とする正方形を内在させることで、その上に全体の荷を受ける地棟の部材を配することで、全体のバランスが安定したものとなる、と考えたかと思われる。

他方、このように様式が混在し、建立年代の判定を難しくしたのは、恐らく背後に迫る急斜面の山が数度にわたり崩落して本殿に被害を与えたが、全壊することなく旧材、旧様式を温存して再興したためかと思われる。転用古材がみられることに加えて材種も多く、分析に使用した内外陣境の長大な地棟・化粧垂木をうける柱の1本も桧材の中に残る栗材である。

本稿で分析した結果は正方形と枝割寸法がよく一致する点で、貞享までは良いとしても、その内容を元和再興時まで遡らせて考えても良いかの問題が残るが、後考を俟つとしておく。

【注】

- (1) 身舎北西隅大斗墨書（上端と下端） 大斗上端の記載の仕方は、多少異なるが、内容は同一である。施主は当地の庄屋である。

施主 清水村 庄屋 井谷長左衛門

大工 河内国石川郡新堂村 三郎兵衛 九兵衛 権兵衛

神主 中村横ノ坂 次郎兵衛

櫻井敏雄『河内長野市指定文化財 天神社本殿解体修理報告書』平成19年

- (2) 時代が近接する上に、臆測を重ねれば墓股が移動したことも推測される。元和再建棟札、慶安祈禱札（社再興とある）、寛文棟札（屋根替え）、貞享墨書と時代が近接するので、様式式的判断が難しい。

【参考文献】

「河内長野市史」「日本歴史地名体系」

【追記】

文中、算用数字を使用し、尺単位で主として記したが、重要で細かい箇所では理解しやすくするために、寸・分で表記した。

第2章 布忍神社本殿の基本計画…一間社流造の例（江戸初期）（大阪府指定文化財）松原市北新町2丁目

1. 布忍神社本殿の基本設計計画

屋根葺替え工事（昭和57年）に伴い実測図面を作成したので本殿の寸法計画について考察した（報告書）。解体修理ではないため、多少の誤差が含まれているが、次の解体修理で確認を要する。なお、本論では報告書の誤りを正すと共に、必要箇所の内容を縮約した。

2. 平面の計画寸法

一間社流造・身舎は横長平面で、桁行の枝割は1枝0.39尺（ $=7.80 \div 20$ ）、梁行柱間に完数值6尺と、**向拝の出**は4.53尺で共に枝割制をとらず、後者は図のように円柱外側からとると**桁行の1/2**に相当する。

身舎の縦横の比率は $\sqrt{2}$ （1.4倍）に近く、通常、1.2倍・1.3倍・1.5倍までで、1.5倍は全体の格好が不自然で、裏目を限度として柱径をどの位置（真々ないし外法）にとるかで決まり、加えて高さ関係も連動する。

6尺の裏目は8.46尺で、外法にとると桁行真々で7.73尺（ $=8.46 - 0.73$ 柱径）7分差で近似するが、7.80:6は1.3の比となり僅かに小さめである。

なお、一間社流造の身舎で、梁行に対する桁行の比を1対1.3（6:7.8）とするのはかなり横長の平面となり、この比をもつ重要文化財の**遺構例**に大山祇神社本殿（応永26年〈1419〉京都府）の1.306、巖島神社末社荒胡神社本殿（室・嘉吉元年〈1441〉広島県）の1.3、大行事神社本殿（室・中期、滋賀県）の1.305などがみられる。

以下、平面柱間寸法と断面の主要部材の位置、高さ関係について実測値と比較検討した結果を簡略に示す。

3. 断面の基本計画

・身舎

桁下端……**12.0尺**（実測値）

（6尺正方形2段）

梁行柱間 $\times 2 = 6 \times 2 = 12.0$

身舎柱高…大床（高5尺）より**6尺正方形**

・向拝

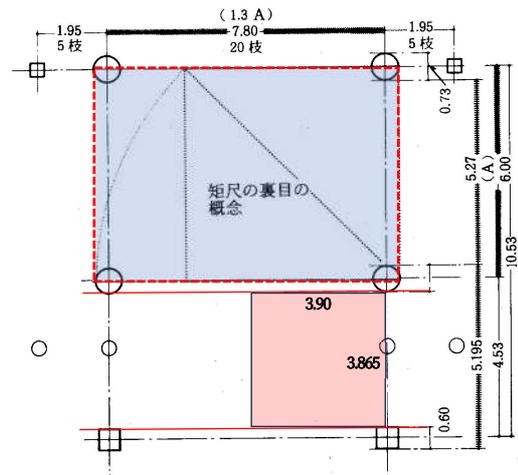
柱高……**9.22尺**（実測値）

正面円柱外側～向拝柱内側迄

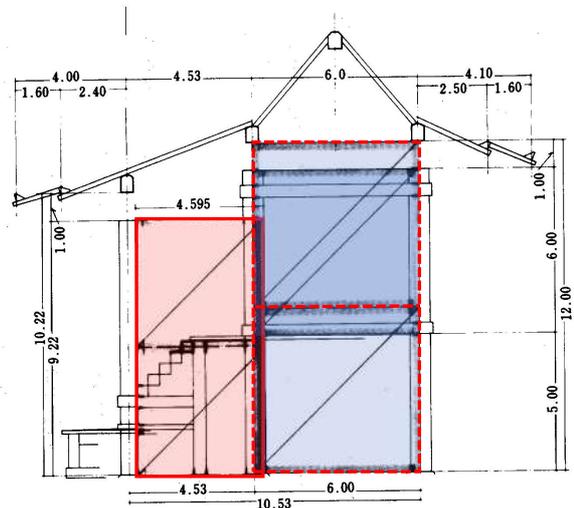
$4.595 \times 2 = 9.19$

・化粧棟木高…**15.58尺**（垂木掛かり下端）

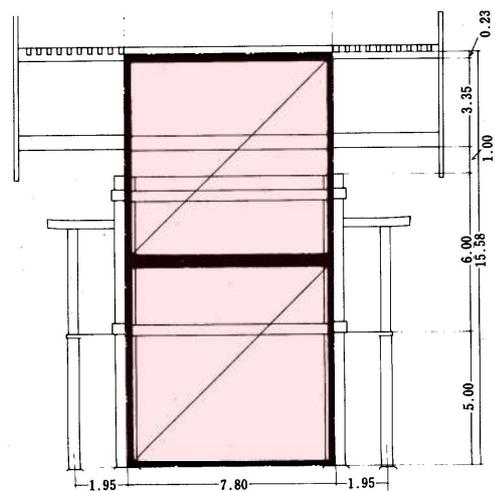
身舎桁行真々柱間 $\times 2$



布忍神社本殿平面分析図



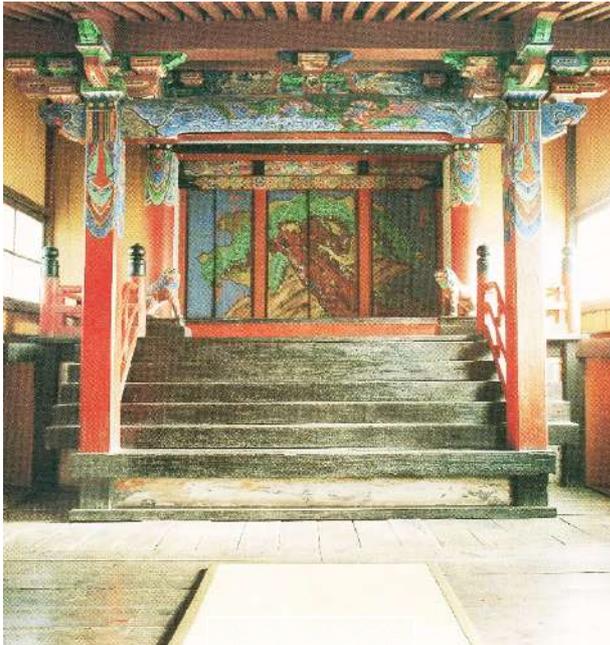
同 本殿梁行断面分析図



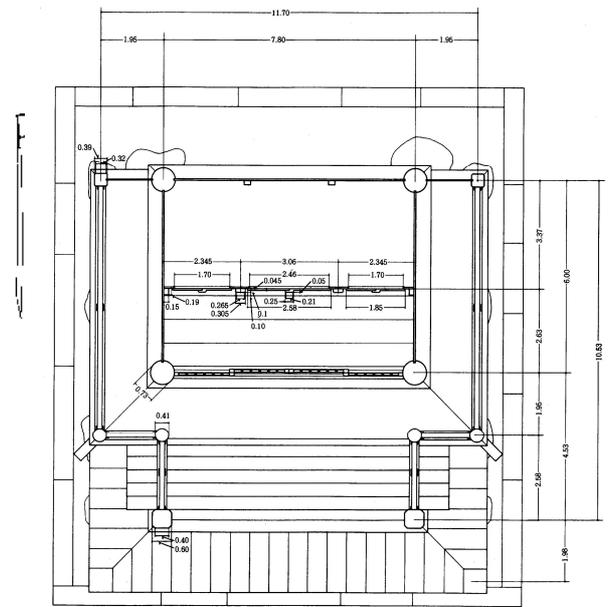
同 本殿桁行断面分析図

$7.80 \times 2 = 15.60$

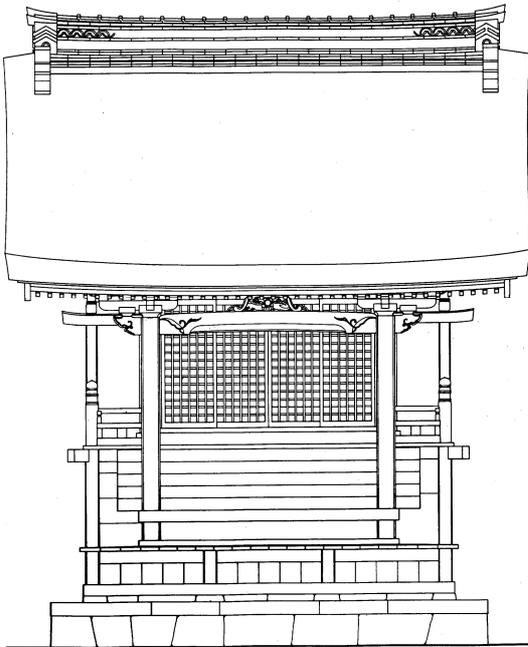
・組物積上げ高 **1.0尺**（実測値）



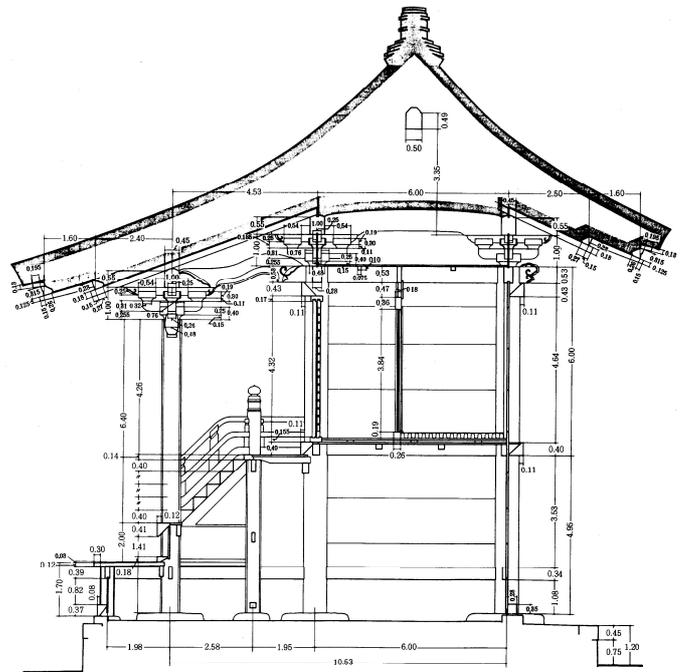
布忍神社本殿正面



布忍神社本殿平面図



布忍神社本殿 正面図



布忍神社本殿梁行断面図

以上、平面寸法から立ち上げると、断面実測値と酷似する。化粧棟木は通常、梁行断面だけで決めるところを、桁行断面を使用してのその位置を決めている。

その理由は正面柱間を広くとり、屋根の大きさの基本となる化粧棟木の位置を高く決める必要があったためと考えられる。組物は身舎・向拝共に三斗組でその総高が1尺の範囲で六枝掛とすればよい。

向拝の出4.53尺は、身舎梁行柱間寸法6.0尺と3:4(4.50尺)に近い値であるが、向拝の出真々4.53尺

は端数で枝割制ともならない。円柱径を仮に0.75尺と想定しても近似するが差が出る。しかし、向拝柱の出の内法3.865尺は桁行真々の1/2、3.9尺に合致する。

立上がり寸法を床下でみると、身舎柱・向拝柱・縁束はいずれも礎石(自然石)上に立ち石口当たりをとるため、高さに1寸前後のバラツキがあり、礎石上端より縁板上端までの高さは高いものに合わせると床高はほぼ5.0尺と判断される。

化粧棟木迄は多くはその下端までをとるが、垂木が取り付く口脇の下端迄をとり、多少異なる。

軒出についてみると、正面側では向拝柱真より木負(下角)まで2.40尺、木負より茅負までは1.60尺で、背面側では柱真より木負まで1.60尺とみられる。

正面側では木負の出の $2/3$ の値をその茅負出としていることが分り、柱真より茅負までの総長は4.0尺と完数值をとるが、いずれの長さも枝割寸法とは関係しない。背面側では軒出を少し深くとり、正・背面の軒のバランスをとる。背面の木負の出は正面より0.1

【参考文献】

櫻井敏雄「布忍神社本殿の建立年代と様式」松原市史研究紀要 昭和62年3月

尺深くとり、茅負の出は同寸としている。

組物高は向拝と身舎とも同寸とし、1.0尺の整数値とする。大斗の斗幅は多少バラツキがみられ、実測では0.74~0.76尺で、ほぼ身舎柱径と同一として計画されたものとみられようか。

なお、現在のところ、建立年代を示す資料は発見されておらず、木階の裏から寛文3年(1663)の木札が発見され、下限を示すものとして参考となる。

第3章 苗村神社境内社十禅師社本殿の基本計画…(室町中期) (重要文化財) 滋賀県竜王町

一間社流造の身舎平面の古典的な形態、規模について、重文に指定される**苗村神社境内社十禅師社本殿**(室町中期)と、全く同規模で建立年代が棟木銘により永仁6年(1298)と判明している鎌倉時代の**志那神社本殿**(草津市)の平面について比較すると、興味深い点が見られる。

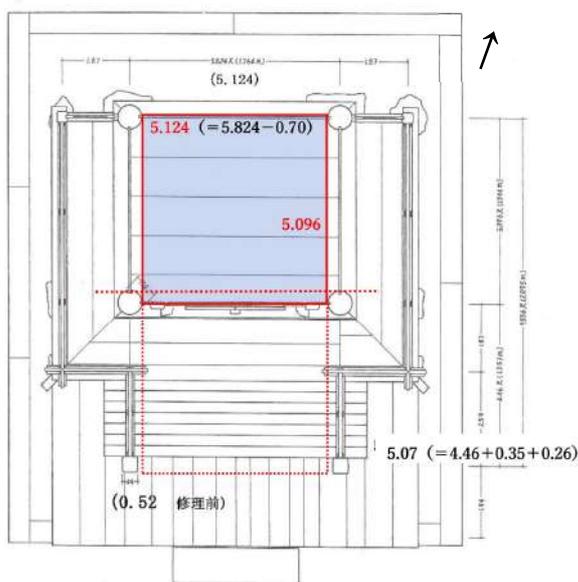
すなわち、苗村十禅師社(仮称)では正面真々の内法を側面で真々に、**向拝の出**は正面円柱と向拝面取り角柱の外法をとる。図中で5.124、5.096、5.07尺と僅かに異なるのは、柱径のバラツキや加工仕上げに起因し、それは内法寸法に影響する。ここには二つの正方形が内在する。また**志那社**では身舎は全くの5.05尺正方形を真々にとり、**向拝の出**は3.86尺、向拝柱内側まで3.655尺で、これは登り高欄の擬宝珠真々距離に近

い。因みに、志那社は宇治上神社(平安後期・国宝)を除くと、一間社流造では2番目に古い。

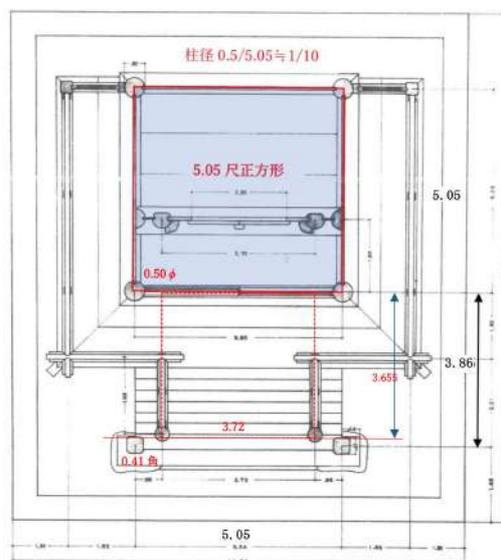
これ以後、一間社流造の例では身舎は正方形を基準にして四隅真に柱を置く方式から、外側に置き真々で柱1本分正面を広くとる方式、ないし正面真々柱間から柱1本分縮めて側面の真々とする方式(内法寸法)に移行して正面性を獲得する。この例は一間社に多く、室町時代にもよくみられる。

なお、苗村社十禅師社の円柱直径が7寸であるのに対し、志那社は5寸と細い。

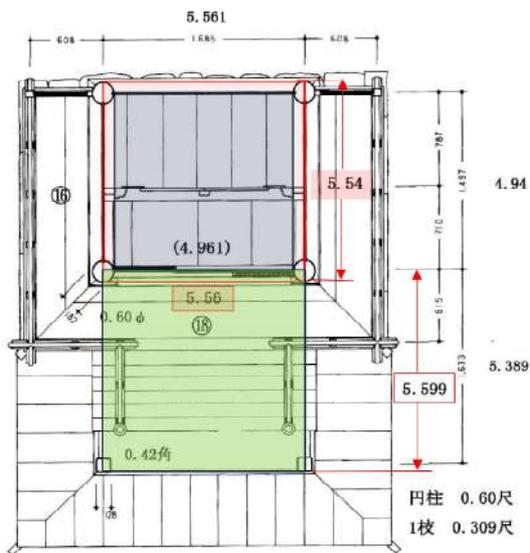
次に**一間社春日造**の**西田中神社羊宮神社本殿**(和・打田町)の分析例を挙げて参考に供する。基本は正面梁行寸法の真々(5.56尺)ないし内法(4.96尺)を、側面外法ないし真々とするもので、要は側面で柱1本



苗村神社境内社十禅師社本殿平面分析図



志那神社本殿平面分析図



西田中神社境内羊宮神社本殿平面図

分(6寸)せまくする。向拝の出は柱の外側までが5.599尺で、梁行真々寸法5.56尺を基本とすると、身舎はその差が2分で、向拝では柱の外側までが5.599尺で4分の差である。その差の生じた理由は柱径の乱れで、その内法寸法をとったためかと思われる。身舎は正側面とも垂木が掛かるので枝割制で、円柱径はほぼ2枝、向拝の出は正面真々をとったとみられる。建立年代は室町時代末期から桃山にかけてか。

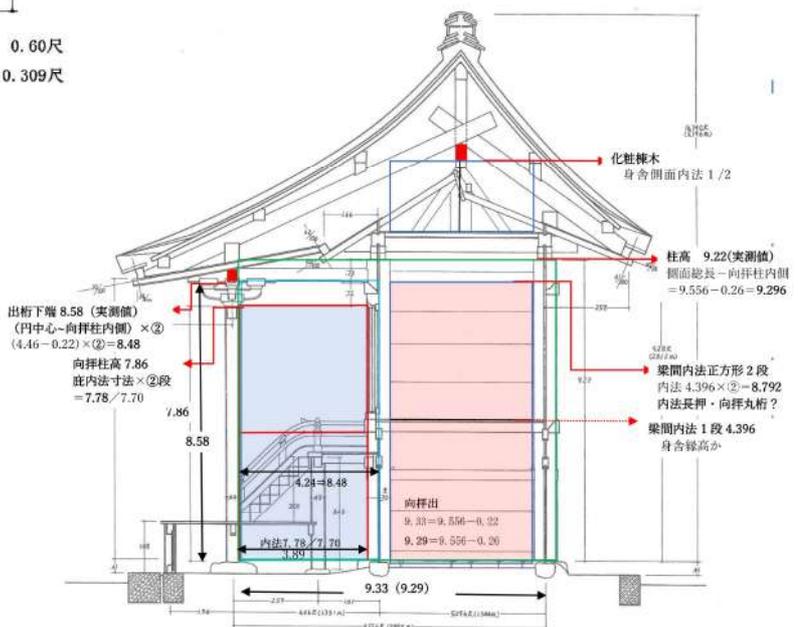
以下では、苗村社十禪師社の平面と断面両寸法の関連の分析結果示すが、説明の詳細は省き、図面中に両者の関係を簡略に記す。文化庁所蔵図面には寸法が載らない箇所があり、図から一部推測した。

平面・断面の実測寸法と計算値は近似するが、1寸近くあるのはどうみるか問題があるが、原因は数度に渉る修理(取替・痩せ)などが主たる理由かと臆測する。

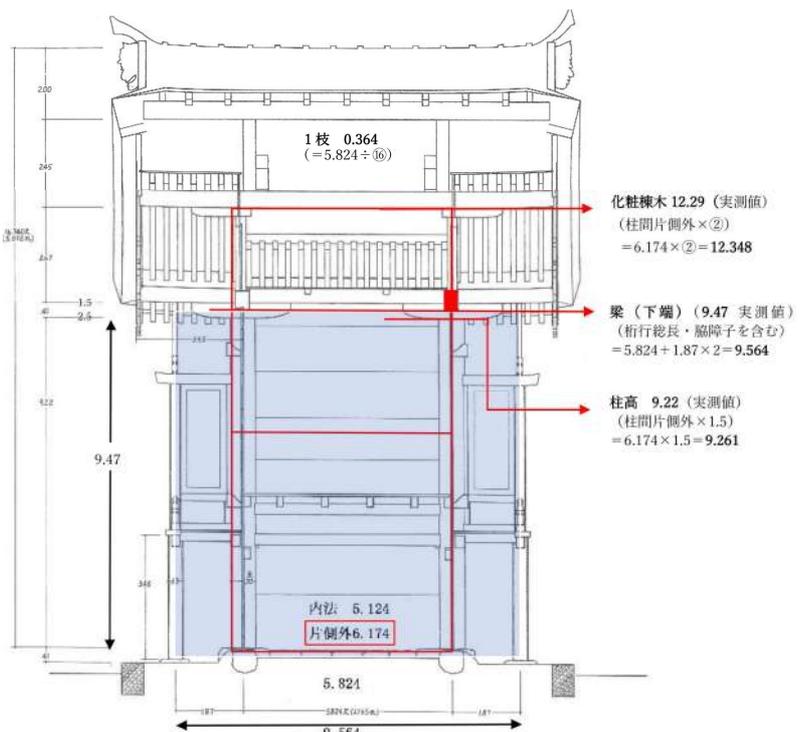
組物も出組を採用する例は室町時代では稀で、典型的な神社本殿にあっては平面・柱間と柱径の関係が小規模な本殿から緩やかに成立の過程を辿った可能性がある。

本殿の規模・構造を決定する主要断面部材の位置が、共通する位置、形態をもつために、柱間と柱径から派生する正方形2段に意味をもたせ、直径に加えて半径も関与させ、緻密に正方形システムとも呼ぶべき手法を成立させたものかと考えられる。

多くの重文の本殿の寸法に現れる不自然な端数の頻出も氷解するかもしれない。多数の遺構の分析を通じて、設計の方式を明らかにすることができ、また復原寸法を考える上で参考となろう。



苗村神社境内社十禪師社本殿梁行分析図



苗村神社境内社十禪師社本殿桁行分析図